

令和8年第2回都城市議会定例会（3月追加）

（議案第61号～第64号）

令和8年第2回都城市議会定例会付議事件名表（3月追加）

種類	番号	件名	頁
議案	61	都城市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	1
議案	62	令和7年度都城市一般会計補正予算（第9号）	7
議案	63	令和8年度都城市一般会計補正予算（第1号）	21
議案	64	議決事項の変更について	31

議案第61号

都城市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

都城市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年3月11日提出

都城市長 池田 宜永

都城市介護保険条例の一部を改正する条例

都城市介護保険条例（平成18年条例第159号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則	附 則 <u>（令和8年度における保険料の減免に関する特例）</u> 14 市長は、令和8年度の保険料について、 <u>第10条第2項の規定にかかわらず、別に定めるものについて、申請によらず減額することができる。</u>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：健康部介護保険課】

条例名	都城市介護保険条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	令和 8 年 4 月 1 日	制定年月	平成 1 8 年 1 月
制定改廃の目的・背景	<p>国は、令和 7 年度税制改正（給与所得控除の最低保障額の引上げ）に伴い、介護保険制度においては保険料段階を住民税の課税状況や合計所得金額等に基づき設定しているため、第 9 期計画期間中の保険者の想定しない収入不足を防ぐ観点から、令和 8 年度の第 1 号保険料に限り、給与所得控除の最低保障額引き上げの影響を遮断する、介護保険法施行令の一部改正を公布した。（令和 7 年 1 2 月 1 7 日公布、令和 8 年 4 月 1 日施行）</p> <p>また、国は、介護保険法施行令の一部改正の適用を受けた者で、控除額引上げ分の範囲内で合計所得金額が増加した場合は、介護保険法第 142 条に定める「特別な理由」にあたるとして、該当者の令和 8 年度第 1 号保険料に限り、本人の申請無しで減免できることとした。</p>		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>(制定理由)</p> <p>保険料の減免については、条例第 1 0 条第 2 項の規定により本人の申請が必要なため、令和 8 年度に限り申請によらず保険料を減額することができるよう所要の改正を行う。</p> <p>(主な改正点)</p> <p>○附則に「令和 8 年度における保険料の減免に関する特例」を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書の提出を、規則で定める場合に該当するときは不要とするよう規定を設ける。 		
関係する法令及びその条項	<p>介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 142 条</p> <p>介護保険法施行令（令和 7 年政令第 420 号）附則第 24 条、第 25 条</p> <p>都城市介護保険条例（平成 18 年条例第 159 号）第 10 条第 2 項</p>		
制定改廃を要する関係条例等			
備考			

議案第62号

令和7年度都城市一般会計補正予算（第9号）

令和7年度都城市の一般会計の補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ683,847千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ143,050,651千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

2 繰越明許費の変更は、「第3表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和8年3月11日提出

都城市長 池田 宜永

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
55 国庫支出金		22,443,774	188,401	22,632,175
	10 国庫補助金	12,142,476	188,401	12,330,877
60 県支出金		10,666,357	80,397	10,746,754
	10 県補助金	3,727,066	80,397	3,807,463
75 繰入金		27,909,466	21,949	27,931,415
	10 基金繰入金	27,855,455	21,949	27,877,404
90 市債		6,485,100	393,100	6,878,200
	5 市債	6,485,100	393,100	6,878,200
歳入	合計	142,366,804	683,847	143,050,651

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
30 農林水産業費		4,660,004	80,397	4,740,401
	5 農業費	4,088,717	80,397	4,169,114
50 教育費		9,764,073	603,450	10,367,523
	10 小学校費	2,224,053	264,158	2,488,211
	15 中学校費	957,054	339,292	1,296,346
歳 出	合 計	142,366,804	683,847	143,050,651

第2表 繰越明許費補正

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
30 農林水産業費	5 農業費	経営体育成支援事業	20,007
		産地生産基盤パワーアップ事業	60,390
50 教育費	10 小学校費	小学校運動場改修事業	47,000
		非構造部材耐震化事業	26,000
	15 中学校費	非構造部材耐震化事業	41,786

第3表 繰越明許費補正

(単位：千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
50 教育費	10 小学校費	空調設備整備事業（小学校）	53,082	空調設備整備事業（小学校）	105,695
		予防改修事業（小学校）	66,171	予防改修事業（小学校）	112,514
		教室照明LED化事業（小学校）	113,925	教室照明LED化事業（小学校）	206,127
	15 中学校費	空調設備整備事業（中学校）	38,427	空調設備整備事業（中学校）	71,570
		予防改修事業（中学校）	96,769	予防改修事業（中学校）	242,959
		教室照明LED化事業（中学校）	79,416	教室照明LED化事業（中学校）	197,589

第4表 地方債補正

起債の目的	補正前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営住宅整備事業費	千円 47,600	証書借入又は 証券発行	10.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び銀行等引受資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金、地方公共団体金融機構資金及び県貸付金については、その融通条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えることができる。
学校教育施設等整備事業費	236,900			
計	284,500			

起債の目的	補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営住宅整備事業費	千円 126,100	証書借入又は 証券発行	10.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び銀行等引受資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金、地方公共団体金融機構資金及び県貸付金については、その融通条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えることができる。
学校教育施設等整備事業費	551,500			
計	677,600			

歳 入

55款 国庫支出金

10項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
40 教育費国庫補助金	千円 330,710	千円 188,401	千円 519,111
計	12,142,476	188,401	12,330,877

60款 県支出金

10項 県補助金

25 農林水産業費県補助金	1,390,619	80,397	1,471,016
計	3,727,066	80,397	3,807,463

75款 繰入金

10項 基金繰入金

5 財政調整基金繰入金	5,522,863	21,949	5,544,812
計	27,855,455	21,949	27,877,404

90款 市債

5項 市債

35 土木債	2,237,700	78,500	2,316,200
45 教育債	1,160,000	314,600	1,474,600
計	6,485,100	393,100	6,878,200

節		説	明
区 分	金 額		
10 小学校費補助 金	千円 86,368	学校施設環境改善交付金	千円 86,368
15 中学校費補助 金	102,033	学校施設環境改善交付金	102,033

5 農業費補助金	80,397	経営体育成支援事業費補助金 産地生産基盤パワーアップ事業費補助金	20,007 60,390

5 財政調整基金 繰入金	21,949	財政調整基金繰入金	21,949

20 住宅債	78,500	公営住宅整備事業債	78,500
5 小学校債	135,300	学校教育施設等整備事業債	135,300
10 中学校債	179,300	学校教育施設等整備事業債	179,300

5 5 款 国庫支出金 6 0 款 県支出金 7 5 款 繰入金 9 0 款 市債

歳 出

30款 農林水産業費

5項 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
15 農業振興費	千円 722,195	千円 20,007	千円 742,202	千円 20,007 県支出金	千円	千円	千円
20 園芸特産振興費	8,229	60,390	68,619	60,390 県支出金			
計	4,088,717	80,397	4,169,114	80,397	0	0	0

40款 土木費

25項 住宅費

20 公営住宅建設費	538,938	0	538,938		78,500 市債		△78,500
計	1,082,479	0	1,082,479	0	78,500	0	△78,500

50款 教育費

10項 小学校費

20 学校建設費	1,126,396	264,158	1,390,554	86,368 国庫支出金	135,300 市債		42,490
計	2,224,053	264,158	2,488,211	86,368	135,300	0	42,490

50款 教育費

15項 中学校費

20 学校建設費	313,496	339,292	652,788	102,033	179,300		57,959
----------	---------	---------	---------	---------	---------	--	--------

節		説明（目を構成する事業の内訳）
区 分	金 額	
18 負担金補助及び交付金	千円 20,007	経営体育成支援事業 千円 20,007
18 負担金補助及び交付金	60,390	産地生産基盤パワーアップ事業 60,390

14 工事請負費	264,158	小学校運動場改修事業 47,000 非構造部材耐震化事業 26,000 空調設備整備事業（小学校） 52,613 予防改修事業（小学校） 46,343 教室照明LED化事業（小学校） 92,202

14 工事請負費	339,292	非構造部材耐震化事業 41,786
----------	---------	----------------------

30 款 農林水産業費 40 款 土木費 50 款 教育費

50款 教育費
15項 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円 国庫支出金	千円 市債	千円	千円
計	957,054	339,292	1,296,346	102,033	179,300	0	57,959

節		説明（目を構成する事業の内訳）
区 分	金 額	
	千円	千円
		空調設備整備事業（中学校） 33,143
		予防改修事業（中学校） 146,190
		教室照明LED化事業（中学校） 118,173

50款 教育費

議案第63号

令和8年度都城市一般会計補正予算（第1号）

令和8年度都城市の一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ603,450千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105,656,550千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和8年3月11日提出

都城市長 池田 宜永

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
55 国庫支出金		19,376,622	△188,401	19,188,221
	10 国庫補助金	9,255,277	△188,401	9,066,876
75 繰入金		20,848,613	△192,449	20,656,164
	10 基金繰入金	20,793,518	△192,449	20,601,069
90 市債		5,928,300	△222,600	5,705,700
	5 市債	5,928,300	△222,600	5,705,700
歳入	合計	106,260,000	△603,450	105,656,550

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
50 教育費		11,696,639	△603,450	11,093,189
	10 小学校費	2,788,552	△264,158	2,524,394
	15 中学校費	1,234,278	△339,292	894,986
歳 出	合 計	106,260,000	△603,450	105,656,550

第2表 地方債補正

起債の目的	補正前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
学校教育施設等整備事業費	千円 572,100	証書借入又は証券発行	10.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び銀行等引受資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金、地方公共団体金融機構資金及び県貸付金については、その融通条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えることができる。

起債の目的	補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
学校教育施設等整備事業費	千円 349,500	証書借入又は証券発行	10.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び銀行等引受資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金、地方公共団体金融機構資金及び県貸付金については、その融通条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えることができる。

歳 入

5 5 款 国庫支出金

1 0 項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
40 教育費国庫補助金	千円 365,280	千円 △188,401	千円 176,879
計	9,255,277	△188,401	9,066,876

7 5 款 繰入金

1 0 項 基金繰入金

5 財政調整基金繰入金	600,000	△192,449	407,551
計	20,793,518	△192,449	20,601,069

9 0 款 市債

5 項 市債

45 教育債	2,912,100	△222,600	2,689,500
計	5,928,300	△222,600	5,705,700

節		金額	説明	
区分				
10	小学校費補助金	千円 △86,368	学校施設環境改善交付金	千円 △86,368
15	中学校費補助金	△102,033	学校施設環境改善交付金	△102,033

5	財政調整基金繰入金	△192,449	財政調整基金繰入金	△192,449

5	小学校債	△76,700	学校教育施設等整備事業債	△76,700
10	中学校債	△145,900	学校教育施設等整備事業債	△145,900

5 5 款 国庫支出金 7 5 款 繰入金 9 0 款 市債

歳 出

50款 教育費

10項 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
20 学校建設費	千円 1,702,847	千円 △264,158	千円 1,438,689	千円 △86,368 国庫支出金	千円 △76,700 市債	千円	千円 △101,090
計	2,788,552	△264,158	2,524,394	△86,368	△76,700	0	△101,090

50款 教育費

15項 中学校費

20 学校建設費	524,888	△339,292	185,596	△102,033 国庫支出金	△145,900 市債		△91,359
計	1,234,278	△339,292	894,986	△102,033	△145,900	0	△91,359

節		説明（目を構成する事業の内訳）	
区 分	金 額		
14 工事請負費	千円 △264,158	小学校運動場改修事業	千円 △47,000
		非構造部材耐震化事業	△26,000
		空調設備整備事業（小学校）	△52,613
		予防改修事業（小学校）	△46,343
		教室照明LED化事業（小学校）	△92,202

14 工事請負費	△339,292	非構造部材耐震化事業	△41,786
		空調設備整備事業（中学校）	△33,143
		予防改修事業（中学校）	△146,190
		教室照明LED化事業（中学校）	△118,173

50 款 教育費

議案第64号

議決事項の変更について

令和7年9月24日に議決された議案第137号「工事請負契約の締結について」の一部を下記のとおり変更する。

令和8年3月11日提出

都城市長 池田 宜永

記

契約の金額を次のように改める。

3 契約の金額 167,707,100円

議案第137号

工事請負契約の締結について

都城運動公園整備事業 第11号 陸上競技場インフィールド改修工事の施行に伴い、次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年9月2日提出

都城市長 池田 宜永

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 都城運動公園整備事業 第11号
陸上競技場インフィールド改修工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 152,317,528円 |
| 4 契約の相手方 | 坂元・相葉・博栄 特定建設工事共同企業体
代表者 都城市山之口町山之口3860番地4
株式会社 坂元建設 |

都城運動公園整備事業 第11号 陸上競技場インフィールド改修工事

1 工事概要

- ・グラウンド舗装工（芝生） A=8,914m²
- ・給水設備工 L=462.1m（Φ100, Φ50, Φ40）
- ・雨水排水設備工 L=1127.0m（Φ40, Φ30）
- ・電気設備工 N=1.0式
- ・公園施設撤去工 N=1.0式

2 予定価格 167,073,500円（消費税及び地方消費税込み）
151,885,000円（消費税及び地方消費税抜き）

3 落札価格 152,317,528円（消費税及び地方消費税込み）
138,470,480円（消費税及び地方消費税抜き）

4 落札率 91.16%

5 入札参加業者及び入札結果

入札参加業者	第1回入札金額（円）	摘要
坂元・相葉・博栄 特定建設工事共同企業体 (43:34:23)	138,470,480	落札
南星・川本・日興 特定建設工事共同企業体 (45:30:25)	148,848,000	
木藤・首藤・平原 特定建設工事共同企業体 (34:33:33)	147,500,000	

備考 入札金額は、消費税及び地方消費税抜きの金額である。

1 変更理由

- ・陸上競技場内の既設芝生8,914㎡について、当初は全面剥ぎ取りを行い、他の公共施設での再利用を計画していた。このうち約3,000㎡については、剥ぎ取り作業において長期間の利用による踏圧等の影響により根系の劣化が確認されたため、再利用が不可能と判断した。これに伴い、撤去費及び処分費を追加するもの。
- ・陸上競技場内の掘削作業時において、旧投てき競技施設等のコンクリート殻が地中から発見されたため、撤去費及び処分費を追加するもの。
- ・安全対策について、運動公園内の関連工事との工程調整により、交通誘導員の配置人数を増加するもの。
- ・その他、散水施設等の数量増減によるもの。

2 変更内訳

工 種	変更内容	追加費用額 (円)
公園施設撤去工	既存芝生の処分費の追加 8,063,000円	9,443,000円
	コンクリート殻の処分費追加 1,380,000円	
仮設工	交通誘導員配置人数の追加	1,808,000円
その他	散水施設等の数量増減	2,739,520円
合計 (税抜)		13,990,520円
消費税及び地方消費税額		1,399,052円
追加費用総計		15,389,572円

3 変更後の契約金額

現在の契約金額	152,317,528円
追加費用額	15,389,572円
変更後の契約金額	167,707,100円